第六条　組織及び運営

第一項　基金の機構

基金に、次の機関を置く。

(a)　総務会

(b)　理事会

(c)　総裁及び基金の任務を遂行するために必要な職員

第二項　総務会

(a)　各加盟国は、総務会に代表者を出すものとし、総務一人及び総務代理一人を任命する。総務代理は、総務が不在である場合にのみ投票することができる。

(b)　基金の全ての権限は、総務会に属する。

(c)　総務会は、次の権限を除くほか、その権限を理事会に委任することができる。

(i)　この協定の改正を採択すること。

(ii)　加盟を承認すること。

(iii)　加盟国の資格を停止すること。

(iv)　基金の業務を終了させ及びその資産を分配すること。

(v)　この協定の解釈及び適用に関する理事会の決定に対する異議の申立てについて裁決すること。

(vi)　総裁の報酬を定めること。

(d)　総務会は、年次会期のほか、総務会が決定し、総務会の総票数の四分の一以上を有する加盟国が招集し、又は理事会が投じられた票の三分の二以上の多数による議決で要請する特別会期を開催する。

(e)　総務会は、規則を設けることにより、理事会が総務会の会合を招集することなしに特定の問題に関する総務会の表決を得ることができる手続を定めることができる。

(f)　総務会は、総票数の三分の二以上の多数による議決で、基金の業務を運営するために適当な規則及び細則であつてこの協定に反しないものを採択することができる。

(g)　総務会のいかなる会合においても、全ての加盟国の総票数の三分の二以上を有する総務が出席していなければならない。

第三項　総務会における投票

(a)　総務会の総票数は、原票及び増資票から成る。全ての加盟国は、次の(i)から(iii)までの基準に従つて、これらの票への均等な機会を有する。

(i)　原票は、加盟票及び拠出票の合計千八百票から成る。

(A)　加盟票は、全ての加盟国の間で均等に配分する。

(B)　拠出票は、第四条第二項から第四項の規定に従つて千九百九十五年一月二十六日の前に総務会において承認され、各加盟国が基金の資金に対して払い込んだ累計拠出額が、全ての加盟国によつて払い込まれた拠出金の合計額に占める割合に比例して全ての加盟国の間で配分する。

(ii)　増資票は、千九百九十五年から千九百九十八年までの四回目の増資以降、第四条第三項の規定に従つて追加拠出金（以下「増資」という。）を求める際に、その都度総務会によつて決定される総票数において、加盟票及び拠出票から成る。総務会が総票数の三分の二以上の多数により別段の決定を行う場合を除くほか、各増資の票数は、総増資額に対して拠出した一億五千八百万米ドルあたり百票の割合で定め、また端数についても同様に定める。

(A)　加盟票は、(i)(A)の規定と同様に、全ての加盟国の間で均等に配分する。

(B)　拠出票は、各増資に際して加盟国が基金に拠出をした資金に対し払い込んだ各加盟国の拠出の全ての加盟国によつて当該増資に払い込まれた拠出の総計に対する割合に比例して全ての加盟国の間で配分する。

(iii)　総務会は、(i)及び(ii)の規定に従つて加盟票及び拠出票として割り当てる総票数を決定する。(i)及び(ii)の規定に従つて配分された加盟票及び拠出票は、基金の加盟国の数が変更した時に、(i)及び(ii)の規定に従つて再配分する。総務会は票の割当てにおいて、千九百九十五年一月二十六日の前に第三区分の加盟国として分類された加盟国が、加盟票としての総票数の三分の一を受け取ることを確保する。

(b)　(a)(i)(B)及び(ii)(B)の規定の適用上、譲許的パートナーローンのグラント・エレメント及び拠出の早期の現金化から生ずる割引又は控除は、「払い込まれた拠出金」とみなされ、拠出票は、これに応じて配分する。

(c)　総務会の決定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、総票数の単純過半数による議決で行う。

第四項　総務会の議長

総務会は、総務のうちから議長一人を選出するものとし、議長の任期は、二年とする。